

関西文化学術研究都市（奈良県域）の 建設に関する計画（案）

奈 良 県

昭和 63 年 3 月 28 日	承 認
平成 2 年 7 月 23 日	変更承認
平成 9 年 7 月 18 日	変更承認
平成 21 年 3 月 2 日	変更同意
平成 26 年 6 月 3 日	変更同意
令和 7 年 月 日	

目 次

序 章

1	計画の意義	1
2	計画作成の方針	1
3	他の計画との関連	1
4	計画対象地域及び地域の現況	1

第1章 関西文化学術研究都市（奈良県域）の建設に関する基本方針

1	都市の機能	3
2	施設等の整備の方向	3
3	都市の地域内の人口の規模及び土地利用の方針	4
4	文化学術研究地区の配置	5

第2章 文化学術研究地区の名称及び区域

第3章 各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項

1	平城宮跡地区	7
2	平城・相楽地区（奈良県域）	8
3	高山地区	9
4	北田原地区	10

第4章 文化学術研究施設の整備に関する事項

1	平城宮跡地区	11
2	平城・相楽地区（奈良県域）	11
3	高山地区	12

第5章 周辺地区の整備及び保全に関する事項	13
1 市街地の区域	13
2 農業的利用区域	13
3 緑地区域及び森林	13
第6章 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に 関する事項	15
1 公共施設及び公益的施設の整備	15
2 住宅施設その他の施設の整備	19
第7章 その他都市建設に関する事項	20
1 防災への配慮	20
2 環境の保全	20
3 文化財の保護	20
4 地価等への配慮	21
5 良好な景観の形成	21
6 その他の事項	21

序 章

1 計画の意義

この計画は、関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項の規定に基づき作成したもので、関西文化学術研究都市（奈良県域）の建設に関する総合的な計画となるものである。

2 計画作成の方針

この計画は、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針に従い、21世紀初頭を目標に定めたものであるが、都市建設の進捗状況その他情勢の変化に応じ、計画事項の追加又は見直しを行って変更するものとする。

3 他の計画との関連

この計画の作成に当たっては、近畿圏整備計画と調和したものとしたほか、奈良県国土利用計画、奈良県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、奈良地区近郊整備区域建設計画、金剛生駒区域保全区域整備計画、平城山の辺区域保全区域整備計画等との調和に配慮した。

4 計画対象地域及び地域の現況

この計画は、関西文化学術研究都市建設促進法第2条第1項の規定に基づき定められた関西文化学術研究都市の地域のうち、奈良県域を対象とする。

計画対象域の現況は、次のとおりである。

（1）面積及び人口

計画対象地域の面積は、約3,510ha、人口は、約76千人（令和2年国勢調査）である。

（2）地理的条件

計画対象地域は、本県北西部の京阪奈丘陵から平城宮跡を含むその周辺に位置し、地域の北部は京都府に、西部は大阪府に接している。

当該地域は、奈良市市街地に隣接し、大阪、京都の都心から約20～30km

の距離にあり、京奈和自動車道、一般国道 24 号、学研都市連絡道路（同 163 号）、同 168 号、第二阪奈道路、主要地方道奈良生駒線、同大阪生駒線及び同枚方大和郡山線並びに近畿日本鉄道奈良線、同京都線、同けいはんな線、西日本旅客鉄道関西本線及び同奈良線により京阪神地域の主要都市と連結されている。

（３）自然的条件

計画対象地域は、奈良市域においては平城宮跡及びその南側は平地であるが、北側は平城山丘陵一帯のなだらかな丘陵地である。一部においては住宅開発が進んでいるが、平城山丘陵は歴史的風土特別保存地区に指定され、優れた緑地が良く保全されている。

生駒市域においては、おおむね北部から南部にかけて標高 270～100m にわたり緩やかに傾斜している。部分的には宅地開発が行われているものの、その大部分は山林などであり、北西部の大阪府との府県界付近の一部は、金剛生駒紀泉国定公園及び金剛生駒近郊緑地保全区域に指定され、優れた緑地を有している。

地域内は、大和川水系及び淀川水系の 2 つの水系にわかれており、大和川及び淀川の支川である中小の河川がある。

（４）社会的条件

計画対象地域は、全域が都市計画区域であり、そのうち市街化区域は約 46% を占めている。

奈良市域は、平城山の辺区域保全区域一帯を除いてはそのほとんどが市街化区域であり、サービス業等の第三次産業の集積が一部でみられるものの、市街化区域の大部分は住宅地である。一方、市街化調整区域には、我が国を代表する広大な国有の特別史跡であり、木造建築から成る都城遺跡として世界史的価値が高いことから、世界文化遺産に登録されている平城宮跡をはじめ、多くの埋蔵文化財等が分布している。

生駒市域は、中北部が市街化調整区域である。地域の産業は、北田原の準工業地域に中小の工場が立地しており、優れた技術を有している企業も多い。また、高山では茶釜、茶器、編針等の地場産業が営まれているが、経営の規模は概して小さい。

第1章 関西文化学術研究都市（奈良県域）の建設に関する基本方針

1 都市の機能

本県は、世界に誇り得る貴重な文化的遺産や、それらと一体を成す歴史的風土と恵まれた自然環境をあわせ持っており、日本の国土と歴史の中に特異な位置を占めている。

このような本県の特性をいかし、次に掲げる諸機能の整備及び街づくりを図ることにより、本都市の理念である「文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくり」「我が国及び世界の文化・学術・研究の発展及び国民経済の発展への寄与」及び「未来を拓く知の創造都市の形成」を実現することを目標とする。

- (1) 文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。
- (2) 国際研究開発拠点として、文化、学術・研究、産業の各側面で地球全体の平和と繁栄に貢献していくため、本都市で行う活動の成果を国内だけでなく、世界に向けて発信する機能の整備を図る。
- (3) これら諸活動を支える基盤として、文化学術研究の中枢にふさわしい自然共生型で先端的学術成果を生活の中で実践するような街づくり、世界に開かれた街づくりを進める。

2 施設等の整備の方向

文化学術研究都市にふさわしい機能を総合的に確保するため、防災性の向上及び環境への負荷の低減や自然との共生を図りつつ、本県の有する歴史・文化的条件、自然条件等に配慮して、都市が概成するよう、次に掲げる整備等を図る。

- (1) 文化学術研究施設等の整備

高度な教育研究施設、創造的研究及び先端的な技術開発を行う施設等の整備・充実を図るとともに、歴史的・文化的遺産を保存整備しつつ、それらを活用した文化財、考古学に関する文化学術研究施設等の整備を図る。

(2) 産業の振興

先端的な科学技術分野の教育・研究の成果と人材を活用することにより、産業の活性化を図るとともに、研究開発型産業、文化・学術・研究の成果をいかす産業、文化・学術・研究活動を支援する産業及び今後の都市活動の重層化・多様化に対応する新しい都市型産業の創出、育成を図る。

(3) 居住環境の整備

文化学術研究都市にふさわしい人間性豊かな安全で快適な居住環境を確保するため、良好な住宅・宅地等の整備を推進する。

(4) 都市機能の整備

研究・経済活動のグローバル化、高度情報化、少子化・高齢化等の著しい進展の中で、文化学術研究都市にふさわしい公共施設、情報・通信基盤施設を含む都市機能の総合的な整備を推進する。また、この場合、市民、研究者等の利便性の確保を図るとともに、国土保全施設の整備や適切な防災対策を図ることなどにより、都市の安全性の確保及び都市的サービスの向上に配慮する。

(5) 広域的な交通施設、情報・通信基盤施設の整備

近畿圏をはじめとする国内外の諸都市、研究開発拠点及び産業集積地との連携を確保するため、道路、鉄道等の交通施設及び情報・通信基盤施設の整備を推進する。

本都市（奈良県域）の建設は、学術、産業及び行政の各分野の協力を基調とし、民間活力を最大限に活用して進めるとともに、奈良市、生駒市の総合計画等と連携を図って進めるものとする。

3 都市の地域内の人口の規模及び土地利用の方針

(1) 人口の規模

本都市（奈良県域）の人口は、約 14 万人を想定する。このうち、文化

学術研究地区における人口は、約7万人を想定する。

(2) 土地利用の方針

本都市（奈良県域）は、「文化学術研究地区」及びそれ以外の地域である「周辺地区」により構成し、文化学術研究地区は、環境の保全に配慮しつつ、分散して配置する。

① 文化学術研究地区

周辺地区との調和等に配慮しつつ、文化学術研究施設等の整備・充実及び歴史的・文化的遺産の保存・復原整備を図るとともに、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の一体的整備を推進する。

また、地区の特性に応じ、生態系への影響を最小限にとどめ、自然環境の保全を図るなど地区内の緑の確保に努めるとともに、文化学術研究都市にふさわしい景観の形成に努め、良好な研究・生活環境の形成を図る。

さらに、文化学術研究地区の配置の特色をいかし、機能面での有機的な連携のもとに都市的サービス機能の集積する地区センターを文化学術研究地区に分散して整備することにより、多核型の都市機能ネットワークの形成を図る。

② 周辺地区

現在の土地利用を尊重し、文化学術研究地区との調和を図ることとし、文化学術研究地区の整備に関連して必要な施設の整備、良好な生活環境の形成等を図るための事業を推進するとともに、自然環境の保全と活用を図る。

4 文化学術研究地区の配置

文化学術研究地区は、奈良市、生駒市等の既存都市とのつながりや都市全体の有機的な連携に配慮し、平城宮跡地区、平城・相楽地区（奈良県域）〔以上奈良市〕、高山地区、北田原地区〔以上生駒市〕に配置する。

第2章 文化学術研究地区の名称及び区域

各文化学術研究地区の名称、面積及び区域は、次のとおりとする。

名 称	面 積	区 域
平城宮跡地区	142ha	奈良市法華寺町、佐紀町、二条町一丁目、二条町二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目、三条大路三丁目及び三条大路四丁目のうち奈良県知事が定める区域
平城・相楽地区 (奈良県域)	362ha	奈良市神功一丁目、神功二丁目、神功三丁目、神功四丁目、神功五丁目、神功六丁目、右京一丁目、右京二丁目、右京三丁目、右京四丁目、右京五丁目、朱雀一丁目、朱雀二丁目、朱雀三丁目、朱雀四丁目、朱雀五丁目、朱雀六丁目、左京一丁目、左京二丁目、左京三丁目、左京四丁目、左京五丁目及び左京六丁目の全域並びに奈良阪町、佐紀町及び歌姫町のうち奈良県知事が定める区域
高 山 地 区	333ha	生駒市高山町、鹿畑町及び上町のうち奈良県知事が定める区域

北田原地区については、整備の条件が整った時点で区域を定める。

奈良県知事が定める区域を示す地形図は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課及び関係市役所に備え付け、閲覧に供する。

第3章 各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項

各文化学術研究地区の整備の方針、人口の規模及び土地利用計画は、次のとおりとする。

土地利用計画における機能別土地利用区分は、別表による。

1 平城宮跡地区

(1) 整備の方針

① 歴史的風土の保全

世界文化遺産にも登録されている特別史跡平城宮跡をはじめ、文化遺産とそれらを中心に広がる歴史的風土の確実な保存を図る。

② 施設整備と管理運営システムの充実

2010 年の平城遷都 1300 年を契機として、この地の歴史文化の意義と風土の美しさを国内外に示し、理解してもらうために、必要な施設整備と管理運営システムの充実を図る。

③ 文化学術研究施設等の充実・強化等

文化財・考古学を中心とした文化学術研究施設の充実・強化並びに都市公園や活用に資する都市サービス施設等の整備を図る。

当区域の概成は、21 世紀初頭を目標とする。

(2) 人口の規模

区域内の現況人口は約 1 千人で、今後の増加は想定しない。

(3) 土地利用計画

① 土地利用の考え方（別図－1 参照）

特別史跡指定区域及び歴史的風土特別保存地区を含む主要地方道奈良生駒線（阪奈道路）の北側一帯及び同線南側の史跡朱雀大路復原区域については、歴史的風土の保存に十分配慮しつつ、特別史跡平城宮跡等の都市公園としての整備をはじめ、史跡の発掘調査、保存・整備を図るとともに、文化財、考古学に関する文化学術研究施設の充実・整備を図

るための文化学術研究ゾーンとする。

また、同線南側の史跡朱雀大路復原区域を除く地域については、本地区の特性及び交通利便性をいかして、研究交流の場の提供に配慮した都市的サービス施設等を整備するためのセンターゾーンとする。

② 機能別土地利用面積

機能別土地利用面積は、次のとおりとする。

文化学術研究ゾーン 139ha

センターゾーン 3ha

2 平城・相楽地区（奈良県域）

（1）整備の方針

平城・相楽地区（京都府域）と一体の文化学術研究地区であり、良好な住宅地との調和に配慮しつつ、生活関連等の研究、研修を行う文化学術研究施設、都市的サービス施設等の整備を推進し、本都市における複合的都市機能を備えた先導的地区としての整備・充実を図る。

（2）人口の規模

区域内の人口は、約 38 千人を想定する。

（3）土地利用計画

① 土地利用の考え方（別図－2 参照）

平城 1 号線、平城 2 号線及び平城 4 号線を地区の骨格となる道路とし、区域の大部分は良好な環境を有する住宅地ゾーンとする。また、近畿日本鉄道京都線の東側に公園・緑地ゾーンを配置するとともに、国道 24 号沿道には文化学術研究ゾーンを、高の原駅前には本都市の先導的地区にふさわしいセンターゾーンをそれぞれ配置する。

② 機能別土地利用面積

機能別土地利用面積は、次のとおりとする。

文化学術研究ゾーン 6ha

住宅地ゾーン 333ha

センターゾーン 17ha

公園・緑地ゾーン 6ha

3 高山地区

(1) 整備の方針

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学を中心に、主として情報通信、バイオサイエンス、ライフサイエンス、環境、ものづくり、材料等の先端的な科学技術分野を対象とする文化学術研究施設・研究開発型産業施設、文化・学術・研究の成果をいかす産業施設や生産施設、文化・学術・研究活動を支援する産業施設及び今後の都市活動の重層化・多様化に対応する新しい都市産業施設の集積を図るとともに、住宅施設、都市的サービス施設及び自然環境をいかした公園緑地等の整備を図る。また、地理的条件をいかし、本都市の中心地区である精華・西木津地区との機能的な連携の強化を図る。さらに、本都市の大阪方面からの玄関口としてふさわしい複合的都市機能の整備を図る。

当面の区域の概成は、令和 25 年を目標とする。

(2) 人口の規模

当面の区域内の人口は、約 24 千人を想定する。

(3) 土地利用計画

① 土地利用の考え方（別図－3 参照）

東西幹線として、本地区と精華・西木津地区とを接続する高山東西線を整備するとともに、南北幹線として高山南北線を整備する。また、公園・緑地については、地区内外からの連続性や利便性を考慮したうえで配置し、整備する。

機能別土地利用は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の周辺に文化学術研究ゾーンを配置するほか、文化学術研究ゾーン、センターゾーン、公園・緑地ゾーン及び住宅地ゾーンを配置する。

なお、本都市の大阪方面からの玄関口としてふさわしい複合的都市機能を有した土地利用を図る。

② 機能別土地利用面積

当面の区域内の機能別土地利用面積は、次のとおりとする。

文化学術研究ゾーン	約 45ha
-----------	--------

住宅地ゾーン 約 30ha

文化学術研究ゾーン、センターゾーン、公園・緑地ゾーン

約 258ha

4 北田原地区

(1) 整備の方針

高山地区の機能と関連した産業施設及び文化学術研究施設等の整備を図る。

なお、各々の文化学術研究地区は、適切な土地利用方針のもと、整備の条件が整った地区から都市全体の整合性に留意しつつ、計画的、段階的に整備を進める。

第4章 文化学術研究施設の整備に関する事項

1 平城宮跡地区

当地区においては、歴史的・文化的遺産を保存、整備しつつ、それらの活用と歴史的風土の保全に配慮して、2010年の平城遷都1300年を機に、日本の歴史文化・美しさを国内外に示し、理解してもらうための恒久的施設とシステムの整備を積極的に推進する。また、文化財、考古学に関する文化学術研究施設の充実、強化を図るため、次に掲げる施設の整備を進める。

(1) 特別史跡平城宮跡保存整備

我が国を代表する広大な国有の特別史跡であり、木造建築から成る都城遺跡としては世界史的にも価値が高いことから、世界文化遺産にも登録されている平城宮跡を保存するため、特別史跡平城宮跡保存整備基本構想及び特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画に基づき、遺構を保存しつつ、建物等の復原、遺構の修復等、都市公園として整備を進める。

(2) 史跡朱雀大路整備

平城宮朱雀門と羅城門とを結ぶ都大路であり、平城京における条坊制の中心を成す朱雀大路について、史跡平城京朱雀大路跡の整備を特別史跡平城宮跡保存整備と一体的に行うとともに、都市公園として整備を進める。

また、主要地方道奈良生駒線（阪奈道路）の南側の地域においても、史跡朱雀大路の整備を進める。

(3) 特別史跡平城宮跡をはじめとする本県の豊富な歴史的・文化的遺産を研究フィールドに、国際的水準の文化財、考古学に関する総合的な研究等を行うための施設の整備・充実を図る。このため、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の整備・充実を図る。

2 平城・相楽地区（奈良県域）

周辺の住宅地との調和に配慮しつつ、主として生活関連、情報関連分野の研究開発を行う民間等の研究施設及びこれらに関連する研修施設等の整備・充実を図る。

3 高山地区

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学を中心に、主として情報通信、バイオサイエンス、ライフサイエンス、環境、ものづくり、材料等の先端的な科学技術分野を対象とする文化学術研究施設等の整備・充実を図るため、次に掲げる施設の整備・充実を図る。

(1) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

先端科学技術分野における高度な基礎研究を推進するとともに、大学、企業等において先端科学技術分野の研究開発に携わる人材を組織的に養成することを目的とする国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の整備・充実を図る。

(2) 高山サイエンスプラザ

(公財)奈良先端科学技術大学院大学支援財団等が行う産学交流や地域交流などの活動拠点として整備・充実してきた高山サイエンスプラザの今後のあり方について検討を進める。

(3) 民間研究施設等

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学及び精華・西木津地区の各施設との連携強化を図り、本地区の拠点性を高めるため、民間研究施設等の整備・充実を図る。

第5章 周辺地区の整備及び保全に関する事項

周辺地区においては、次のとおり整備、保全する。

1 市街地の区域

(1) 文化学研究地区の整備に関連して必要な施設の整備方針

既に市街地を形成している区域においては、現況の土地利用形態を尊重しつつ、文化学研究地区との調和を図ることを基本として、良好な生活環境の形成に必要な道路、交通安全施設等、河川、公園、緑地、水道、下水道等の整備を推進する。

(2) 文化学研究地区の整備に関連して整備が必要となる地区の整備方針

近畿日本鉄道奈良線、同京都線及び同橿原線の結節点であり、平城宮跡地区の玄関口として機能する大和西大寺駅周辺においては、駅前の整備・充実を図るとともに、商業機能等の整備を含む市街地整備を促進する。

また、同けいはんな線学研北生駒駅の周辺において市街地整備を促進する。既に整備が完了している学研奈良登美ヶ丘駅及び白庭台駅の周辺については、都市機能の維持・充実を図る。

今後、都市化の進行に伴い計画的な市街地整備の検討が必要となる区域においては、農林業との調整等を行い、整備計画の具体化を図り、段階的、計画的な整備の推進を図る。

2 農業的利用区域

農用地として利用することが適当な農業的利用区域においては、農業者の意向を適切に把握しつつ、蚕食的な市街化の防止を図り、良好な生活環境を備えた都市近郊型農業地域としての整備・保全を図る。

3 緑地区域及び森林

緑地区域においては、本都市にふさわしい自然環境の保全とその活用を図

る。このため、本都市（奈良県域）の貴重な緑地である平城山丘陵一帯の歴史的風土特別保存地区については、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、その保存を図る。生駒市北西部の金剛生駒紀泉国定公園及び金剛生駒近郊緑地保全区域については、自然公園法等に基づき、その保全、活用を図る。

また、森林については、国土の保全、生活環境の保全・形成等の機能を高度に発揮させるため、適切な整備・保全を図る。

第6章 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項

防災性の向上及び市民や研究者の利便性の向上、環境への負荷の低減や自然との共生並びに知の創造都市の形成等に配慮しつつ、次の施設の整備を推進する。

1 公共施設及び公益的施設の整備

(1) 交通施設

① 広域交通施設

関西国際空港、大阪国際空港、国土幹線軸、近畿圏の主要都市及び研究開発拠点等との連絡の強化を図るため、次のとおり所要の施設整備を推進する。

ア 道 路

京奈和自動車道、学研都市連絡道路（一般国道163号）及び大和中央道等の整備を推進する。

さらに、安全、快適な道路利用を促進するため、交通安全施設等の整備及びITS（高度道路交通システム）を推進する。

イ 鉄 道

京都、大阪及び奈良の各都心との連絡性の強化を図るため、今後の本都市の施設立地や活動展開、交通基盤としての役割等を勘案し、近畿日本鉄道けいはんな線の乗降客の増加対策等その利活用を促進するとともに、学研奈良登美ヶ丘駅から同京都線高の原駅に連絡する延伸について検討を進める。

② 地域交通施設等

文化学術研究地区相互の連携、周辺地区の調和ある発展及び都市と広域交通施設との接続を図るため、景観・安全性に配慮した枚方大和郡山線等の幹線道路、補助幹線道路の整備、バス路線網及び交通安全施設等

の整備を推進するとともに、駅前広場の整備等鉄道駅を中心とする交通結節機能を強化する。また、文化学術研究地区内の幹線道路等の整備を図る。

ア 幹線道路、補助幹線道路

幹線道路及び補助幹線道路として、次に掲げる施設等の整備を推進する。

一般国道 168号

主要地方道 枚方大和郡山線、奈良精華線

都市計画道路 高山東西線、高山南北線、高山北廻り線、上町芝線、大和中央道、西大寺一条線、一条富雄線、三条菅原線、奈良西幹線、高山富雄小泉線、隣接地域における奥柳登美ヶ丘線、宛ノ木線、谷田小明線

イ 駅前広場等

都市の建設を支援、補完するとともに、玄関口としてふさわしい駅前広場の整備等鉄道駅を中心とする交通結節機能の強化を進める。

隣接地域におけるＪＲ奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び生駒駅北口においては、駅前広場、ターミナル等の総合的な都市基盤施設の整備・充実を図る。

また、学研北生駒駅（西口）の駅前広場の整備については、駅周辺の市街地整備の状況にあわせた整備を促進する。

ウ バス交通

コミュニティバスを含む路線網について、安全性、快適性及び鉄道との乗り継ぎ等の利便性の向上に配慮しつつ、輸送需要に対応した整備・充実を図る。

エ 交通安全施設等

都市内の安全、円滑な道路交通を確保するため、駐車場、駐輪場及び交通安全施設等の整備を推進する。

（２）水道及び下水道

ア 水道

都市建設に伴う人口の増加及び文化学術研究施設等の立地による

水需要に対処するため、奈良県広域水道企業団による用水供給事業、給排水事業及び奈良市営水道の整備を推進する。

イ 下水道

都市建設に伴う人口の増加に対処するとともに、公共用水域の水質保全、浸水の防除等を図るため、公共下水道等の整備を推進する。

なお、周辺地区における小規模集落については、必要に応じて集落単位に下水道の検討を行い、整備の推進に努める。

(3) 国土保全施設

都市建設に伴う河川の流量増に対処し、流域の治水安全度の確保を図るため、一級河川大和川、同佐保川、同富雄川、同竜田川、同秋篠川、同山田川、同菰川、同押熊川等について、周辺の自然環境や景観との調和に配慮しつつ、河道改修等治水施設の整備を推進する。あわせて大和川流域整備計画等により、流域の保水・遊水機能の維持・増進等に配慮しつつ、調整池及び雨水貯留浸透施設等の設置による流出抑制を行い、総合的な治水対策の推進を図る。

河川空間は貴重なオープンスペースであることから、親水空間の創出等良好な河川環境の整備を推進する。

土砂災害を防止するため、砂防指定地等の良好な管理を図るとともに、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行うことにより、土砂災害対策の推進を図る。

また、山地災害を防止するため、山地災害危険地区の整備を推進する。

(4) 公園、緑地等

歴史的・文化的環境をいかしたアメニティ機能の形成、生物多様性の保全及び都市内の良好な住環境の形成を図るため、犯罪防止にも配慮の上、公園、緑地等の積極的な保全・整備を推進する。このため、平城宮跡地区において、歴史的・文化的資産の保存・活用を図るため都市公園として整備を進めるとともに、高山地区においては、自然環境に配慮した公園緑地等の整備を図る。

また、平城・相楽地区（奈良県域）等において、地区住民の身近な利用に供する住区基幹公園等の整備・充実を図る。

(5) 廃棄物処理施設

都市建設に伴う廃棄物の増大に対処するため、発生抑制や資源リサイクルを進めるための方策を検討する。また、し尿、雑排水処理については、下水道による整備との調整を図りながら合併処理浄化槽等の導入について検討を進める。

(6) 教育施設、厚生施設及び行政サービス施設

都市内の人口定着に対応して、小学校、幼稚園等の教育施設、保育所等の厚生施設、及び警察施設、消防防災施設、郵便施設等の行政サービス施設の整備を推進する。

(7) 文化施設及び商業施設

都市建設に伴う人口の増加に対応して、平城・相楽地区（奈良県域）の地区センターの整備・充実を図るとともに、文化施設及び商業施設の整備を推進する。

(8) スポーツ・レクリエーション施設

市民が健康で充実した生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション施設の整備を推進する。

(9) 情報・通信基盤施設

高度な文化・学術・研究等の活動、産・学・官等の交流活動を支援するとともに、高水準の都市生活を確保するため、本都市内及び本都市と他の地域を結ぶ情報・通信基盤施設の整備を推進し、高度な情報・通信体系を形成する。

(10) 都市エネルギー供給施設

文化・学術・研究等の活動、市民生活その他の都市活動に必要なエネルギー需要に対応するため、省資源環境負荷の低減に配慮したエネルギー供給施設の整備を推進する。

2 住宅施設その他の施設の整備

(1) 住宅施設の整備

平城・相楽地区（奈良県域）においては、文化学術研究都市にふさわしい快適な居住環境を確保するため、緑の確保と犯罪防止に配慮した安全で

快適な環境を有する住宅地の整備を推進する。

高山地区における住宅施設の整備に当たっては、住民が企業の研究開発に実証実験的な役割で参加する居住実験都市の実現を図る。また、ICT 等を活用したスマートなライフスタイルを実現し、子育て世帯や高齢者まであらゆる人が快適に住み続けられる次世代型居住環境の形成を目指す。

(2) その他の施設

文化学術研究地区内においては、各文化学術研究地区等との連携に配慮しつつ、県内産業の活性化を図るため、研究開発型産業施設、文化・学術・研究の成果をいかす産業施設や生産施設、文化・学術・研究活動を支援する産業施設のほか、今後の都市活動の重層化・多様化に対応する環境・健康・情報産業等の新しい都市型産業施設の整備を推進する。

また、平城宮跡地区のセンターゾーンにおいては、周辺の歴史的風土や自然環境に配慮しつつ、文化財、考古学に関する研究・交流を支援する施設の整備を図る。

さらに、平城・相楽地区のセンターゾーンにおいては、文化・学術・研究活動を支援する業務施設等の整備を推進する。

第7章 その他都市建設に関する事項

1 防災への配慮

国土保全施設、交通・通信基盤及び防災拠点施設の整備推進並びに公共施設、建物の耐震性の確保等により地震、風水害等の災害に強い都市の形成に配慮する。また、広域的な連携として確立された災害応急体制により災害等に対応する。

2 環境の保全

- (1) 都市の建設に当たっては、国の環境基本計画、奈良県環境総合計画等との整合を図るとともに、必要に応じて環境影響評価を実施するなどにより、環境の保全について適正に配慮し、環境への負荷の少ない持続可能な都市の建設を推進する。
- (2) 主要幹線道路沿道における環境保全を図るため、必要に応じて、道路整備や沿道土地利用における総合的な環境保全施策の実施を図る。
- (3) 都市建設に伴う公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理施設の整備として、下水道の整備促進、下水道整備計画との整合のとれた合併処理浄化槽の設置促進等を行うとともに、排水規制及び総量規制の徹底、監視体制の整備等を行う。

また、化学物質による地下汚染等の未然防止を図る。

- (4) 都市の建設に際しては、自然環境の保全とその活用に配慮し、優れた緑地空間の保全、公園、緑地の整備等を進めるとともに、歴史的風土及び自然景観と調和した、潤いとやすらぎのある快適な環境の形成を図る。
- (5) 高山地区内に位置する高山ため池の東部幹線水路について、地区下流の受益地への農業用水供給機能の保全が図られるよう配慮する。

3 文化財の保護

都市の建設に当たっては、文化財保護法、古都における歴史的風土の保存

に関する特別措置法及び都市計画法等の関係法令に基づき、世界遺産の緩衝地帯となっている地域にも十分配慮しつつ、貴重な遺跡等の歴史的・文化的遺産の保存及びこれらと一体をなす歴史的風土や自然景観の保全に努める。

4 地価等への配慮

国土利用計画法や都市計画法等の土地利用関係法令を適切に運用する等により、適正な土地利用の確保を図るとともに、土地の投機的取引や地価の高騰が生ずることがないように配慮する。

5 良好な景観の形成

本県の恵まれた歴史、文化、自然環境との調和を図るとともに、地区計画、景観計画等による街並みの形成・保全を図る等、良好な都市景観を形成する。

6 その他の事項

都市の建設に当たっては、人々の交流を基調とした地域コミュニティの形成に配慮するとともに、国際化、高度情報化及び高齢化の進展など社会情勢の変化・進展に対応した活力ある地域社会の実現をめざす。

別 表

機能別土地利用区分	整備内容
文化学研究ゾーン	主として、文化学研究施設の集積、研究開発型産業、文化・学術・研究の成果をいかす産業、文化・学術・研究活動を支援する産業及び今後の都市活動の重層化・多様化に対応する新しい都市型産業の振興を図るべきゾーン
住宅地ゾーン	主として、文化学研究都市にふさわしい人間性豊かな快適な居住空間を確保するため、良好な住宅・宅地等の整備を図るべきゾーン
センターゾーン	主として、センターゾーンにふさわしい文化学研究施設、都市的サービス施設その他の施設を計画的に整備し、文化学研究地区のセンター地区として整備すべきゾーン
公園・緑地ゾーン	一定規模以上の公園・緑地等を整備すべきゾーン





